

# 枚 方 市 森 林 整 備 計 画

## 計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

大阪府 枚方市

## 目 次

|    |                                                         |    |
|----|---------------------------------------------------------|----|
| I  | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                              | 1  |
| 1  | 森林整備の現状と課題                                              | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針                                               | 1  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針                                        | 3  |
| II | 森林の整備に関する事項                                             | 3  |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）                            | 3  |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢                                            | 3  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                        | 4  |
| 3  | その他必要な事項                                                | 5  |
| 第2 | 造林に関する事項                                                | 4  |
| 1  | 人工造林に関する事項                                              | 5  |
| 2  | 天然更新に関する事項                                              | 6  |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在                                 | 7  |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林<br>をすべき旨の命令の基準             | 7  |
| 5  | その他必要な事項                                                | 8  |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法<br>その他間伐及び保育の基準            | 8  |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                               | 8  |
| 2  | 保育の種類別の標準的な方法                                           | 8  |
| 3  | その他必要な事項                                                | 9  |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                                    | 9  |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法                         | 10 |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき<br>森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 | 10 |
| 3  | その他必要な事項                                                | 11 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                           | 11 |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                          | 11 |
| 2  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                      | 12 |
| 3  | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項                             | 12 |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項                                       | 12 |
| 5  | その他必要な事項                                                | 12 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項                                       | 12 |

|     |                                          |     |
|-----|------------------------------------------|-----|
| 1   | 森林施業の共同化の促進に関する方針                        | 1 2 |
| 2   | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                | 1 2 |
| 3   | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                   | 1 2 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 1 2 |
| 第7  | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項           | 1 2 |
| 1   | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | 1 2 |
| 2   | 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項           | 1 3 |
| 3   | 作業路網の整備に関する事項                            | 1 3 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 1 3 |
| 第8  | その他必要な事項                                 | 1 3 |
| 1   | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | 1 3 |
| 2   | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | 1 3 |
| 3   | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | 1 3 |
| III | 森林の保護に関する事項                              | 1 4 |
| 第1  | 鳥獣害の防止に関する事項                             | 1 4 |
| 1   | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法            | 1 4 |
| 2   | その他必要な事項                                 | 1 4 |
| 第2  | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項        | 1 4 |
| 1   | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法                         | 1 4 |
| 2   | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）                   | 1 4 |
| 3   | 林野火災の予防の方法                               | 1 4 |
| 4   | 放置竹林の対策の方針                               | 1 5 |
| 5   | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | 1 5 |
| 6   | その他必要な事項                                 | 1 5 |
| IV  | 森林の保健機能の増進に関する事項                         | 1 5 |
| 1   | 保健機能森林の区域                                | 1 5 |
| 2   | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 1 5 |
| 3   | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | 1 5 |
| 4   | その他必要な事項                                 | 1 5 |
| V   | その他森林の整備のために必要な事項                        | 1 5 |
| 1   | 森林経営計画の作成に関する事項                          | 1 6 |

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 2 | 生活環境の整備に関する事項        | 16 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項   | 16 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項     | 16 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項   | 16 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 16 |
| 7 | その他必要な事項             | 16 |

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

枚方市は大阪府の北東部に位置し、南東部には生駒山系がある。この山系の稜線で京都府・奈良県と接し、南西へ海拔高を漸減しながら大阪平野に至り、山地部、丘陵部、平野部のそれぞれが比較的明瞭である。また、生駒山系を源として、天野川、穂谷川は山麓部から淀川に流入している。

枚方市の総面積は6,512haであり、うち森林の面積は443haで市域面積の約6.8%を占めている。森林の現況は、大部分がクスギやコナラなどからなる天然林が主体となっており、スギやヒノキの人工林は沢筋など一部の地域に限定されている。

枚方市は全域が都市計画区域となっており、市街化区域は約64%となっている。このため、住宅開発や土石採取等の都市的な圧力が常に森林に及んでいることなどもあり、本地域の森林は林業的な位置付けが難しく、むしろ、山地災害の防止等の機能に加えて、景観の保全や快適な生活環境の維持形成、身近な憩いの場など、かけがえのない空間を市民に提供しており、身近な自然資源としての保全整備に対する期待が強い。

「都市環境の整備と森林の保全」、「動植物と人との共生」、「持続可能な身近な自然としての森林の利用と保全」「生物多様性の保全」といった課題を視点に据えながら、森林の公益的機能が高度に発揮される計画的な森林整備を推進する必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

○府内や近隣府県でも複数の木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。

○工務店や設計士等と連携した内装材としての活用や、市の木材利用基本方針の策定と併せて公共施設の木質化を推進するなど府内産材の利用を促進する。

○集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、治山施設と荒廃森林の整備を計画的に進める。

○土石流に伴う流木災害を防止するため、溪流沿いにおける危険木の除去等、流木対策を推進する。

○ハザードマップの作成や地域住民との防災パトロールなど、地域住民の減災意識を高めるソフト対策を推進する。

○生物多様性の保全のため、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者等が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。また、択伐施業等による複層

林化や針広混交林化を図るなど、多様な生き物が生息できる空間の創出を推進する。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

枚方市の森林は生駒山系北端に位置し、都市近郊林としての山地災害防止、生活環境の保全はもとより、森林レクリエーション等の保健休養の場としての活用に対する要請が高く、上記機能を向上させ、健全な森林を次世代へつなぐ必要がある。また、森林機能ごとの機能発揮上から望ましい姿は以下のとおりである。

##### ①山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

##### ②快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

##### ③保健・レクリエーション等機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

##### ④文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じ文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。

##### ⑤生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育生息している森林。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

#### ①山地災害防止機能/土壌保全機能

土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、近年の集中豪雨の増加により、緊急に対策、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、治山施設の整備、間伐、倒木等の伐採・搬出を実施するなど、その適切な管理を推進することとする。

#### ②快適環境形成機能

日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和、気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

#### ③保健・レクリエーション等機能

市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として、憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や府民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、その適切な管理を推進することとする。

#### ④文化機能

歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として保全を推進することとし、風致のためにその適切な管理を推進することとする。

#### ⑤生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しており、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として適切な管理を推進することとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定め

るものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

| 地 域  | 樹 種 |     |     |         | 種   |         |
|------|-----|-----|-----|---------|-----|---------|
|      | スギ  | ヒノキ | マツ  | その他の針葉樹 | クヌギ | その他の広葉樹 |
| 枚方市域 | 40年 | 45年 | 35年 | 45年     | 10年 | 15年     |

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種                 |
|---------------------------|
| スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ等 |

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待れ将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

必要に応じて郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な種類の造林とならないよう留意することとする。また、景観の保全や特定動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林務普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種  | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備考 |
|-----|--------|----------------|----|
| スギ  | 密仕立て   | 4,000          |    |
|     | 中仕立て   | 3,000          |    |
|     | 疎仕立て   | 2,000          |    |
| ヒノキ | 密仕立て   | 4,000          |    |
|     | 中仕立て   | 3,000          |    |
|     | 疎仕立て   | 2,000          |    |

植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。また、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

#### イ その他人工造林の方法

| 区分     | 標準的な方法                                                                     |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 地拵えの方法 | 植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。<br>枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。            |
| 植付けの方法 | 植え穴は十分に大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。<br>また、苗木は林地に均一に植えつけるものとする。 |
| 植栽の時期  | 植栽は春先に行うものとする。                                                             |

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後続樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

##### 天然更新の対象樹種

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 天然更新の対象樹種      | スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | クヌギ、コナラ等            |

注) ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種                  | 期待成立本数     | 立木度 | 更新完了の基準となる本数 |
|---------------------|------------|-----|--------------|
| スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等 | 10,000本/ha | 3   | 3,000本/ha    |

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあたっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法                                                         |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 地表処理 | 下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。         |
| 刈出し  | 天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。                   |
| 植込み  | 植込みは天然下種更新の不十分な箇所に行う。なお、植込み本数は、天然稚樹等の有無及び配置状況等を勘案して決定する。       |
| 芽かき  | 芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すように芽かきを行う。 |

### ウ その他天然更新の方法

該当なし

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹 種 | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢 (年) |     |     |       |
|-----|------|----------------|--------------------|-----|-----|-------|
|     |      |                | 初回                 | 2回目 | 3回目 | 4回目   |
| スギ  | 中仕立て | 3, 0 0 0       | 1 6                | 2 1 | 3 1 | (4 0) |
|     | 密仕立て | 4, 0 0 0       | 1 6                | 2 0 | 2 4 |       |
| ヒノキ | 中仕立て | 3, 0 0 0       | 1 8                | 2 3 | 3 5 | (4 5) |
|     | 密仕立て | 4, 0 0 0       | 1 8                | 2 3 | 2 9 | 3 5   |

(注) ( ) 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

|           |     |
|-----------|-----|
| 間伐の標準的な方法 | 備 考 |
|-----------|-----|

|                                                                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ・除伐後、樹冠が過密状態になったとき第1回目を行い、伐期までに2～4回行うものとする。間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 2 保育の種類別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢（年） |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |
|-------|-----|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
|       |     | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 下刈り   | スギ  | ○              | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ |   |   |    |    |    |    |    |
|       | ヒノキ | ○              | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ |   |    |    |    |    |    |
| つる切り  | スギ  |                |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |   |    |    |    |    |    |
|       | ヒノキ |                |   |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |    |    |    |    |    |
| 除伐    | スギ  |                |   |   |   |   |   |   |   | ← | ○  | →  |    |    |    |
|       | ヒノキ |                |   |   |   |   |   |   |   |   |    | ←  | ○  | →  |    |

注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り： 上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜けきる時期まで1～2回行い、実施時期は6月上旬～9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐： 下刈り後3～5年間は、つる切及び伐除を行う。除伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し生育させる。

ウ 枝打ち： 林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実施時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項： 病虫害の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

## 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

別表 1

#### イ 施業の方法

アの森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区域 | 樹種   |      |      |            |      |                        |
|----|------|------|------|------------|------|------------------------|
|    | スギ   | ヒノキ  | マツ   | その他<br>針葉樹 | クヌギ  | その他広葉樹（ただしコナ<br>ラを除く）※ |
| 全域 | 80 年 | 90 年 | 70 年 | 90 年       | 20 年 | 30 年                   |

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表 1 のとおり定める。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

### (2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確

実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

| 区分                                               | 森林の区域         | 面積 (ha) |
|--------------------------------------------------|---------------|---------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                  | 該当なし          | —       |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林      | 4、5、7～10      | 322     |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林               | 1～10、12、13、16 | 443     |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                    | 1～10、12、16    | 434     |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                   | 該当なし          | —       |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | 該当なし          | —       |

【別表 2】

| 施業の方法                   | 森林の区域                     | 面積 (ha) |
|-------------------------|---------------------------|---------|
| 伐期の延長を推進すべき森林           | 該当なし                      | —       |
| 長伐期施業を推進すべき森林           | 1～10、12、13、16             | 443     |
| 複層林施業を推進すべき森林           | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 該当なし    |
|                         | 択伐による複層林施業を推進すべき森林        | 該当なし    |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし                      | —       |

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

- 2 森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

- 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

- 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する

事項

該当なし

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

大阪府が定める森林作業道作設指針に則り開設することとする。

イ その他必要な事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

**第8 その他必要な事項**

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを進める。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項について

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

設定なし

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

該当なし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除に努め、特に、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

###### (2) その他

府や市、森林組合等で組織する「生駒山系森づくりサポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議するとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。また、被害地については、極力伐採木の搬出に努めるとともに樹種転換にも努める。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

##### 3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連携強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 放置竹林の対策の方針

放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し企業、NPO、ボランティア団体等による竹林整備を促進するとともに、竹林伐採、樹種転換、拡大防止柵設置等も推進する。また、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

**IV 森林の保健機能の増進に関する事項**

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

**V その他森林の整備のために必要な事項**

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

良好な里山景観を構成している森林については、市里山保全基本計画等との整合性を図るとともに、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えるため、森林所有者、ボランティア団体、大阪府、枚方市等多様な主体が参画し発足した津田地区森づくり推進委員会や穂谷森づくり委員会、津田・氷室地域での里山保全ボランティア等の活動を通じて、枚方の森づくりを推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講

ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

#### (2) 生駒山系の一端を担う森林整備に関する事項

市東部地区の森林は生駒山系北端に位置しており、大阪地域森林計画で定める山系別森林整備の具体的方向を踏まえ、「生駒山系森づくりサポート協議会」と連携を図りながら、花木の植栽などによる景観林への誘導や荒廃森林の整備を推進する。

#### (3) 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、大阪府等指導機関との連携を密にし、その普及啓発に努めることとする。

#### (4) 風致の維持を図るべき森林の整備に関する事項

史跡、名勝等と一体となって自然景観や歴史的風致を構成している森林については、森林所有者等と連携して景観維持に努めることとする。

付属資料：位置図、枚方市森林整備計画概要図

#### 参考資料

○計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在  
該当なし